

平成 30 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 30 年 9 月 21 日 開会

平成 30 年 9 月 28 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 2 1 日 (金)

(第 1 日)

平成30年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成30年9月21日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 立山 広滋君

7 番 森田 勝君

日程第 2 会期の決定

（1） 会 期 （8日間）

自 平成30年9月21日

至 平成30年9月28日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月21日（金）	本会議	議案審議・説明・質疑・付託
9月22日（土）	休 会	
9月23日（日）	〃	
9月24日（月）	〃	
9月25日（火）	〃	総務常任委員会
9月26日（水）	〃	文教厚生常任委員会 建設経済常任委員会
9月27日（木）	本会議	一般質問
9月28日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 7 号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 4 認定第 1 号 平成29年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 6 議案第44号 尾下辺地に係る公共的施設の整備計画について

- 日程第 7 議案第 4 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 1 5 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 後 藤 三 治 君 |
| 4 番 興 梶 壽 一 君 | 5 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番 立 山 広 滋 君 | 7 番 森 田 勝 君 |
| 8 番 本 田 生 一 君 | 9 番 田 上 更 生 君 |
| 1 0 番 佐 伯 金 也 君 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (1 8 名)

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 町 長 草 村 大 成 君 | 副 町 長 本 田 敦 美 君 |
| 教 育 長 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 沼 田 勝 之 君 |
| 生活環境課長 後 藤 健 一 君 | 会 計 課 長 古 澤 要 介 君 |
| 健康推進課長 阿 南 一 也 君 | 住民福祉課長 佐 伯 実 君 |
| 農林政策課長 荒 牧 久 君 | 税 務 課 長 松 本 満 夫 君 |
| 政策推進課長
兼TPC事務局長 田 上 浩 尚 君 | 教育委員会事務局長 馬 原 恵 介 君 |

政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君	税務課審議員	渡 邊 成 治 君
教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君	総務課総務係長	住 吉 勝 徳 君
総務課財政係長	代宮司 猛 君	代表監査委員	古 庄 良 一 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安 藤 吉 孝 君	議会事務局庶務係長	眞 原 友 紀 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私御多用中にもかかわらず、御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、異常なまでの猛暑に見舞われた夏もそろそろ終わりに近づいてまいりました。当地高森、南阿蘇では、最近は朝夕と涼しくなり、秋を感じるところでございます。ただし、一方では急激なこの温度の変化によって体調を崩されたりされるお年寄りの方や町民の皆さまがいらっしゃったのではないかなと心配をしているところでございます。

また、私事ではございますが、8月20日から9月8日まで、喉の治療に専念するため、療養休暇を取らせていただきました。議員の皆様、町民の皆様には御心配をおかけしたところでありますが、一日も早く体調が回復いたしますように引き続き努めてまいりたいと思います。

また、この病気療養によりまして、9月議会開会が例年より遅れましたことに関しまして、御理解をいただいたことに関しまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、今定例会に御提案いたします案件は、同意、認定、報告がそれぞれ1件、町道整備に伴う辺地計画の変更、規約の一部変更及び補正予算など議案9件、計12件でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第3回高森町議会定例会を開会します。

なお、高森ポイントチャンネル事務局次長の岩下徹君及び建設課長 東幸祐君から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 立山広滋君及び7番 森田勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

会期定例会の会期は、9月11日に行われました議会運営委員会において、本日21日から28日までの8日間と決定しております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日21日から28日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 同意第7号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第7号、高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員会委員を務めていただいております平田ルリ子氏は、平成10年10月1日から5期20年にわたり、本町教育委員として教育行政に御尽力いただいておりますが、本年9月30日をもって現在の任期が満了されるため、その後任として廣木亮子氏を同委員に任命するものであります。

同氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見高く、教育委員として適任者であります。

同委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定下さいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

教育委員会の任命の同意についてお伺いしたいと思います。5期20年間、平田ルリ子氏においては、本当に教育委員、お疲れでございました。私が今回この質問に立ちましたのは、今まで20年間ということは、私たちもまだ教育委員会の方を任命したことはまだありませんが、今回このような任命がされておりますが、今までいろんな委員会においては議会の方に相談なり、今までに行われていたと思っております。しかし、今回このような話も議会の、町から5人、今出ていますが、ほとんどなく、どういうふうな選考で行われたのかというのを聞きたいと思います。

それから、この廣木氏においては、現在、ある施設のセンター長も行われておりますが、これも今後一緒に兼務されるのかも聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田議員の質疑、御質問ですが、平田ルリ子先生が20年弱、その前段が山村文子先生が25年ということで、この高森地区の教育委員さんの選考において、事前に何かというところは私は引き継いでおりません。また、その必要性があるのかというのは思っておりません。

そして、選定理由は何かというところは、これはそもそも教育委員会の委員は、これは地方教育行政の法律第4条2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命するものとあるところでございます。

廣木氏においては、長年にわたり学校現場の先生という豊富な経験を有しておられることや、現在の子育て支援センターの職務において、教育の前提となる子どもの育ちの部分に深い識見をお持ちであり、適任であるものと考えております。

加えて、平田ルリ子委員の後任としては、ぜひ女性を登用したいという考えから、選定にいたったものでございます。

また、廣木亮子さんにおかれましては、子育て支援センターのスタッフ職員として町の業務に従事をなされておりますが、これは多分、議員がおっしゃりたいことは、兼職の禁止というところだと思いますが、教育委員会の担当の局長のほうから詳細にわたり御説明を差し上げたいと思います。

以上です。

訂正をさせていただきたいです。平田ルリ子先生が5期20年、山村文子先生も5期20年ということは、計40年弱というところでございます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） おはようございます。

ただいま7番の森田議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

子育て支援センターの職員が、町の業務に従事しているということは事実でございますが、これが教員委員会の兼職禁止の規定には抵触しないかという内容だったと思いますが、この件に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第6条に関しまして、その教育委員会の委員というのは地方公共団体の常勤の職員、若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とを兼ねることができないとされております。

まず、地方公共団体の常勤の職員というのは、御存じのとおり、これは一般の職員ということでございます。それから、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員というのは、これは一般的にいう退職をされた任期付き職員と考えていただければよろしいかと思います。ですから、両方とも廣木氏の場合については、当てはまらないということになっております。

それから、これにつきましては、一応念のために国のほうの文部科学省のほうの初等中等局の担当のほうに確認をさせていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

先ほどの内容につきましては、一部付け加えさせていただきたいと思います。28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員というのは、一応再任用職員のことでございます。再任用職員というのは、退職をしてその後、役場のほうに勤める職員ですね。そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 今、町長から、それから事務局長のほうから答弁がありました。確かに、私たちも今までいろんな委員さんを選ぶときに、本当に苦勞はしていました。しかし、今回、やはりこういうふうな形を取られる場合、伺いといいますか、私どももせつかく地区のほうから出ていますので、何なりと相談もあってもよかったんじゃないかと、私たちは実質思っております。今回もこのような件が続くということになれば、議会としての、私たちは立場もなかなか皆さんの町民に対する返答も難しくなるのではないかと考えておりますので、今後もこのようなことがないように、私たち議員も切に思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 森田議員さんの再度の御質問と御意見があったと思いますが、それは議員、要は人事案件を事前に議会に御相談しろということですか。

○議長（田上更生君） 7 番 森田勝君。

○7 番（森田 勝君） 御相談じゃなくして、やっぱり一応今まで例として、そういう例えば協会委員なり、農業委員なり、皆さん地域におられるのかというようなことがありましたの、そういうところをやはり私は議員さんにも一言欲しかったということでございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、前提で議会に同意をいただくにあたり、候補者を決定したということが執行部の現状でございます。議員おっしゃるように、いろんな地域のことであることに関しましては、例えばよく提案なされる道路の要望に関しましても、それぞれの議員さんが努力されて、地域でいろんな確認を取られていると思いますし、例えば地域の催し物に関しましても御協力いただいていると思います。今、議員の御提案に関しましては、私は今、議会が行っていることに関しては逆行しているのではないかなと率直に思います。

それと、もう1点、もし今議員がおっしゃるように、この人事案件等に関して事前にしっかり議会に、特に地域の議員さんに御説明と言われるとするならば、御要望とするならば、そのスキームをやっぱり作るべきだというふうに思います。さっき申し上げましたように、山村文子先生と平田ルリ子先生で約40年余り、そういう事例というのは、この高森町の旧高森町内ではなかったというふうに私自身聞いておりますし、また平田ルリ子先生が山村文子先生から教育委員を引き継がれたというよりも、次になられたときに、山村文子先生の思いであったり、そしてその教育委員に二十数年なされたという経験をもとにアドバイスをいただいたというふうにもお聞きいたしております。ですので、私は今後、今議員がおっしゃるように、このような問題というか、このような人事に関することを事前にとおっしゃるならば、そのスキームを明確にやはり作るべきだし、例えばその前段で議員の皆さんに地域関係なく、諮っていかなければいけない。若しくは、人事案件に関しては、以前、ほかの先輩の議員さんがおっしゃっていましたように、もっと早くこの人事の提案書を、例えば人事案件に関しては高森の場合は議会に1カ月前に出すような、そういうスキームを組みなさいとか、そういう御指導を議会の皆さんからいただければ努めてまいりたいというふうに思っております。そして、やはりこれだけ議会

改革ということで議員皆さんが開かれた議会というところで、町民への説明会、若しくは高森ポイントチャンネルでの広報、若しくは今までなかったようなことをこの4年間、皆さんなされてこられましたので、やはりそこはしっかりスキームを作って、前にも先輩の議員さんがおっしゃいましたけど、やっぱりやるべき。そして、なおかつその中で、例えば執行部に人事案件に関しては、やはり1カ月以上前、例えばもう人事があると分かるとするならば、やっぱりその時点で議会にもしっかり事前の説明をなさいたいというような御指導をいただければ幸いかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

人事案件については、町長の専権事項でございます。それで、名前が上がってきた以上は、その方がどうかこうかということ、個人情報もありますから、非常にこれは神経質な問題でありますので、慎重に私たちも議論をしていく必要があると思います。

前に森田議員のほうからも質問がございました。廣木亮子さん、現在、子育て支援センターのセンター長、事務局長のほうから説明がございましたとおり、短時間の役場の下部組織の職員をされております。恐らくこの人の待遇については、任期付きであったかなと思うんですが、間違えておりましたら後ほど担当のほうから指摘をしていただきたいと思います。

私の解釈では、やっぱり任期付きということは、その任期の期間は役場の職員と同等であるというように、町民の方たちは見られるだろうと思います。やっぱりそうなりますと、任期付きの方は教育委員はこれは非常勤でございますから、審議をする場でございますので、そこまで堅く兼職のことについて規約はないと思うんですが、ただやはりできれば、もし任期付きであるならば、そのへんについてもう少し慎重にさせていただきたかったなと思います。

それと、森田議員の質問の中でもあったように、議会に説明、要するに事前という話なんですけど、町長にお話をいたしますけれども、確かに平田ルリ子さんは長うございましたが、他の地区の教育委員さんについては、1期であったり、2期であったりということが多うございました。他の地区についてというのは、高森町を軽く4分割をして、旧高森、そして両色見、そして草部北部・南部、そして野尻・河原ということで、それぞれの地区から1名ずつ教育委員さんを出していただい

て、高森から2名ということでありました。それぞれの地区、高森以外の地域においては、人選には議員は参加はいたしません。ただ、この方が継続をされない場合についてはどうするかという協議には、恐らく議員さんたちがその地区で参加されて、恐らく意見を言われていたんだろうと思います。ですから、私たちも他の地区から教育委員さんが出られたときには、その議員さんたちが、担当の議員さんが同意をする、賛成をするということで、極力、私たちは尊重をしてまいりました。そういうわけで、私たちも本来ですと、この同意書に対して誰かが賛成討論をしていくべきだと思っております。しかしながら、この議案書を見たときに、9月11日に私たちの手元に議案書が届きましたから、突然のことで高森出身の議員、5人おりますけれども、皆さん驚いておりました。ですから、その意味もあって森田議員は事前にとってお話をされたんだと思う。私は、人選に参加する、町長の行為に対して議会が立ち入るということは好ましくありませんので、そこまでは考えておりません。ただ、平田ルリ子さんが20年間の長きにわたって教育委員をされた、その進退についての報告があった時点で、旧高森出身の議員に対して、平田ルリ子さんが今回は引退をされますという報告が町長なり、教育委員会のほうからあったらよかったんじゃないかと。そうした時点で、じゃあ次の選任については町長の専権事項であるから誰か良い人がおるなら、町長さん、作ってくださいよという話は出てくると思います。そう言われなくても、町長が作る義務がございますから、それはそれでいいと思うんですが、しかしながら、やはり前任者から進退の報告があった時点で、議会のほうには報告をする必要が私はあると思っております。人事案は慎重でなければなりませんし、今回の方法が良いのか悪いのか、先ほどの町長の答弁からすれば、今までもそのようにやってきたと、町長になってからはということでございますから、まあ裏の話はできませんけれども、しかしながら、やっぱり人事案件というのは個人の尊重をしなければならない、非常に神経質な議案でありますので、できればこのように9月11日にいきなり私たちに議案書として出していただく前に、高森出身の議員も他の地区の議員と同様に、事前に平田さんの進退を知っておく必要があったのではないかなという意向から、町長のほうに再度、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） まず、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、10番議員 佐伯議員のほうからお尋ねの件でございますけれども、以前か

ら平田委員のほうも進退がどうだというのが明らかになっていたかというところ、
事実はそうではございませんで、町長が今度議案を出されましたけれども、そのぎりぎりぐらいまでどうするかというところはまだ鮮明でございました。ですから、4月とか5月頃にもう平田委員が引退されるということであれば、そういうことだと思いますが、今回の場合はもうぎりぎりまでそういうところではっきりしてなかったということが事実でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えします。

その前に、先ほど私が森田議員の御質問にお答えして、先輩諸議員さんから、そういうちゃんとしたスキームだったり、若しくは人事は非常に大事なデリケートなことだから、なるべく議案書をなるべく早く出すような、そういうことをやるべきだという御提案を、実は佐伯議員からも伺ってございましたし、やはり長く議会にいらっしゃる方はそう思われるだろうというところで、先ほど答弁をしたわけでございます。今、佐藤教育長先生がおっしゃった、平田先生が進退をまさに明確になされたのはかなり近日中であったというふうに思って認識いたしております。ただ、事前にやはり平田先生の今までの功績だったり御年齢だったり、いろんなことを考えますと、私のほうから平田先生のほうに今後のことをお話をすべきだったかなと思っておりますが、私は今回そういうことを一切いたしておりません。ですので、当然、平田先生に代わっていただく理由というのは、私は持ち合わせておりませんでしたので、御本人の御意志がどうかということがはっきり決まるまでは私のほうから言うべきではないというふうに考えておりました。ですので、今回はこのような御提案、9月11日に、また私も病氣療養をやっておりましたので、その間、空白がございましたので、たいへん議会議員の皆さまにはそういうお考えを汲み取ることができませんでしたが、基本的には佐伯議員がおっしゃるように、事前にそういう引退する、続けるという意味がはっきりした時点で、やはり議員の皆さまにはしっかりその事実をお伝えする、要は次が誰かではなくて、そういう人事案件ではなくて、この先生は今度、御勇退なされますという報告を今後するようなスキームを構築していければというふうに、今、御質問の中から感じたところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。10番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） 佐伯です。

そうですね。私たちは、人事について名前を出すようなことはいたしません、議会としてはですね。これはあくまでも町長のもう専権事項でございますから、ただこういうふうな方がいいんじゃないかという知恵は、町長に対して出すことはあっても、名前を出すということは一切考えておりません。ですから、先ほども言ったように、進退が明らかになった時点での報告を高森出身の議員に対して速やかにしてほしかったということでございます。

それと、これが廣木亮子さんの今の子育て支援センター長としての立場が任期付きということであるならば、これはその間は町民の皆さんから見ても、議員から見ても、やはり町執行部の関連組織であるという位置付けでございますから、その点についての任期付きという、彼女の勤務、要するに雇用についての解釈を再度、教育委員会事務局長、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） １０番 佐伯議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

一応任期付き職員というのは、あくまでも町長部局、町長から辞令をもらって、今、町長部局で働いている職員ということでございます。今回の教育委員会といたしましては、教育長部局ということで、その採用形態がまず違うというのが１点お伝えしたいと思います。ということで、教育委員会の部局の中の任期付きの職員であれば、これは当然、委員となり得ることは難しいと思うんですけど、今回の場合は町長部局の職員ということですから、そういったことで御了解いただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたとおり、兼職の禁止の中にもその旨は明記はされておられませんけれども、法律の内容を読み取りますと、任期付き職員になることはできないというような条項もございませんので、そういったことでこちらとしては判断させていただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） １０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） ありがとうございます。

町長部局という解釈でいいということなんですが、本来、庁舎内の人事異動についてやるときに、議会事務局に職員が町部局から来るときには、町部局のほうからの要するに出向なり、議会事務局の議長からの辞令なりをもらって務めるわけで、

一度町部局を離れます。教育委員会の異動だってそうだと思うんですよね。そうした場合、やはり私は今、全国的に流行語でもある付度とかね、いろいろあります。そういうことを考えると、教育委員会の教育委員さんがセンター長をされておる子育て支援センターの運営について、町部局の職員が意見が今から先、言いやすいか言いにくいかということを考えていただきたいと思います。そうなると、やっぱり私は兼職の禁止には当然該当はいたしません、出るところは一緒なんですね。報酬についても、町の会計の中から出てまいります。教育委員会の予算だって結果的には一般会計の中から出しているわけですよ。子育て支援センターのセンター長の人件費も、この一般会計から出ているんですよ。そうなると、私は同一、そう見ても私は何ら問題はないと思っております。ですから、私は当初、この提案がなされるときに、町長のほうからこの立場について、職務についての説明が当然あるものだというふうに期待しておりましたけれども、それがありませんでしたから、森田議員のほうから質問がありましたので安心しておりましたが、事務局長のほうからそのような御答弁でありましたので、私はやっぱりそれはちょっと納得しづらいということでもありますので、再度、町長のほうに、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） すみません。町長の答弁の前に、今の事務局長の答弁について、少し説明を加えたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。文部科学省のほうの見解、先ほどから局長が言ったとおりでございますが、この法律は地教行方の第6条に係る兼職規定でございますが、その中に地方公務員法に言及するところ等もありますが、今回の事例について、文科省に照会しましたところ、これは何ら問題ないという回答でございました。

そこで、一つ文科省のほうから付け加えがございましたのは、これが任期付き職員で教育委員会の職員であれば、これは公正確保というところから、それは懸念が出てくるということでございました。御承知のように、平成27年4月1日から教育委員会法が改正になりました。現在の教育委員会法では、教育長と教育委員はもう分けて考えられています。以前は、教育委員が同意されるということは、その方は教育長にもなれるということで互選で決まっておりましたが、平成27年4月1日から新しい教育委員会法では、教育長は教育長として町長が選任される、教育委員は教育委員として選任されるという方向になりまして、教育長につきましては従前の教育委員長との権限と教育長の権限、二つ合わさった権限ということで、権限が

強くなってまいります。

それでは、教育委員さんは何をするかというところでございますが、教育委員さんはいわゆる教育長が教育委員会の執行者としての教育長の教育について、いわゆるチェック機能というところに、この新しい制度での教育委員さんの大きな位置付けがなされておりますので、従いまして、文科省の回答としましては、先ほど申しました兼職規定はまったく問題がない。しかし、教育長の管轄になるその任期付き職員であれば、それは公正確保からいかなものかという注釈が付いておりましたので、そこを付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐藤教育長先生の答弁に続きまして、私のほうから今、佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃるその町民の感情というところでございますが、私は人事権者といまして、教育委員の年収は皆さん議員さん御存じだと思いますが、どれだけ出ても年間15万3,000円程度でございます。私は、決して町から二重取りと批判を受けるほどの過大な額ではないと、町長として考えております。むしろ、教育委員会の委員の職責というのは、それをはるかに超えるぐらいあるのではないかというふうに現在まで考えとおるところでございます。

また、子育て支援センターの業務というところで、センター長というところを今、廣木先生は受けられております。月に、子育て支援センターの業務というのは、だいたい4回のイベント以外は施設内に出張、そして子育て相談を受けるといった状況でございます。また、本年4月から高森町出身の新たな先生の資格を持たれている若い職員さんの補充を現在行っており、複数名体制で業務を行っております。ですので、月に数日、教育委員として業務をお願いすることは、支障がないというふうに判断した上での人事提案でございます。

そして、子育て支援センター長というところに関しましては、これはまだ人事を現在、私は提案したばかりでございますので、議員の皆さまから御指導、また御意見をいただいて、御決定していただくとするならば、当然それから以降に体制の見直し等をするべきではないかというふうに考えておりますし、やはり現在提案いたしております廣木亮子先生におかれましては、長く現場にいらっしゃったわけでございますので、できれば子育て支援センターでも後輩の育成、要は職員さんへの指導、大所高所から平田ルリ子先生だったり、山村文子先生だったり、過去の女性の

教育委員の先生方が行ってこられたように、大所高所から後輩を育てていただければというふうに、個人的には思っているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

高森地区から選出の5名の議員さん方というような形で、今いろいろと質問等も受けられておりますけれども、その他の地域の選出のいろんな御意見等もあろうかというふうに思います。ぜひ議員の皆さん方の、今回のことについて、先ほど町長のほうから選出についてのいろんなスキーム等も作っていただきたいというような提案のような発言もございましたので、ぜひまだ意見を述べておられない議員さん方、やはりこういう課題といいますか、そういう提起をされましたので、この8年間、議会改革というようなことで、開かれた議会というようなことで、今日はポイントチャンネル等でも放映をされておりますので、ぜひ皆さん方の御意見をここで出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

今、議長のほうから言われましたので、私も以前、教育委員会のほうで御世話になっておりまして、教育委員さんとの改選についても何回か立ち会いをさせていただきました。そういった観点から、事前のやり方をちょっとお話しさせていただきますが、今回提出されております議案のとおり、議会の同意を得る委員さんでございます。委員さんがお辞めになるとときには、同意された方がお辞めになるということは、やはり事前に報告するようにしておりました。といいますのは、その後、人選に町長さんが当たられるわけですので、年度当初の教育委員会におきまして、年度の教育委員会の活動等をいろいろお話される中で、毎年お一人は必ず改選になります。そういったことで、今年はどなたが改選というようなことで、進退をさぐるわけではございませんけれども、今年はどなたが改選ですのというようなことで、早めにやはり意思表示をしていただく、これは強制ではございません。ただ、そういうことで事前にそういう状況が分かれば後任も速やかに決まるということで、先ほど7番、10番議員からあったように、高森は特別といいますか、全体ですけれども、草部等におきましては南北、それから野尻についても野尻・河原、色見におきましても上色見・色見というようなことで、やはり地域性がございますので、やはりお辞めになることを確認することから、その後の人選をお探しいただいたという経緯がございますので、その後の人選について私どもが何ら言うことはあ

りませんけれども、やはり私どもが同意した委員さんがお辞めになるときには、こういう形でお辞めになりますということを言っていただくと、やはり地域においてもそういうお話ができるんじゃないかなということで、今後もそういうふうな取り組みをしていただくことも大事なかなということでお願いしたいと思います。

これにつきましては、何も規約はございません。ただ、やはり後任を速やかに決めるためには、そういった手法もやはり必要じゃないかなと、私も今そういうふうと考えております。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いたいと思います。討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第4 認定第1号 平成29年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第4、認定第1号、平成29年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、監査意見書の説明を求めます。代表監査委員 古庄良一君。

○代表監査委員（古庄良一君） おはようございます。監査委員の古庄でございます。

ただいまから、先に配付していたしておりました監査意見書に基づき、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、しばらくの間、時間を頂戴したいと思います。

平成29年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査については、議会選出の興柁監査委員とともに、また補助者として事務局職員を従いまして、10日間にわたり審査を行いました。

1ページをお開きください。

審査の概要につきましては、まず審査の対象、平成29年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査をいたしました。その期間といたしましては、

8月16日から9月4日までのうち、10日間行いました。

審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成29年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら、帳票、証書を精査するとともに、必要な書類の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

次に、2ページをお開きください。

審査の結果、平成29年度一般会計及び特別会計の決算は、第1表のとおりでございます。審査にあたっては、前述の手続きにより詳細に審査した結果、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認をした。また、予算執行及び収入事務の処理については、適正であることを認めた。第1表が歳入歳出決算額状況でございます。

次に、3ページを開きください。

まず、一般会計について申し上げます。歳入について、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであり、歳入総額は51億1,559万円で、その主なものは地方交付税、国庫支出金、県支出金、町税となっております。

主な歳入について、款別に前年度の増減の状況を見ると以下のとおりでございます。歳入総額において2億8,554万2,000円、率にして5.3%の減であります。自主財源は、前年度に比べ1,163万7,000円の減となっております。依存財源は、前年度に比べ2億7,390万5,000円の減となっております。

次に、6ページをお開きください。

歳入状況を主な款について述べると次のとおりであります。町税は、調定額6億2,364万2,000円に対し、収入済額5億5,694万1,000円、不納欠損額98万7,000円、収入未済額6,571万5,000円で、収納率は89.3%、前年度は90.7%となっております。収入済額においては、前年度と比べ2,301万7,000円の増であり、主な増額分は町民税であります。

次に、8ページをお開きください。

第10款地方交付税、地方交付税は普通交付税、特別交付税、合わせまして21

億2,289万5,000円、決算構成比は41.5%となっております。自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源になることに違いはございません。

次に、国庫支出金、調定額、収入済額ともに6億6,559万5,000円で、前年度と比べますと12.0%の減となっております。減の主たる要因は、地方創生交付金によるものであります。

次に、県支出金、調定額、収入済額ともに4億5,266万円で、前年度と比べますと21.7%の減であります。減の主たる要因は、阿蘇火山降灰対策事業補助金と災害復旧事業費支出金となっております。繰越金におきましては、調定額、収入済額ともに1億3,177万円で、前年度に比べ5,049万4,000円、率にして27.7%の減となっております。

次に、9ページにいきます。

歳出について申し上げます。歳出決算額は49億326万3,000円で、第6表のとおりであります。前年度に比べ3億6,609万9,000円、率にして6.9%の減であります。この主な事業内容は次のとおりであります。第1款の議会費から第12款の諸支出金の内容については省かせていただきます。

次に、11ページをお開きください。

本年度の不用額は1億1,837万円で、前年度1億2,985万8,000円と比較して、1,148万8,000円減であります。予備費を除いた不用額は1億976万2,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先が予測できない修繕費や扶助費等を除けば、補正による対応で不用額を減らす努力も必要であるかと思えます。

次に、予算流用について申し上げます。容易な流用が見受けられ、流用については十分留意されることを強く望みます。予備費充用については、違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われますけれども、今後は特別な緊急の場合を除き、補正で対応されることを望みます。予備費充用の推移は、次の第7表のとおりであります。

次に、収支の状況ですが、最近3カ年の収支の状況は第8表のとおりであります。平成29年度の実績収支は1億8,166万2,000円であります。また、29年度の単年度収支は9,616万2,000円で、基金積立金2億円、取り崩し2億円で同額のため、実質単年度収支も同額となっております。これにつきましては、次の12ページの第8表を見ていただきますと詳しく分かると思えます。

次に、財政運営についてですが、理想的な財政運営とは、財政の健全性を確保

し、限られた財源を最も効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにあります。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となりますが、その財政運営を分析しますと、基本原則は計画性、弾力性、積極性が挙げられます。以下、これら3つの観点から、普通会計に対する財政運営について、総合的な検証の結果は次のとおりであります。

次の9表の説明をしたいと思います。15ページをお開きください。

文章の末尾でございますが、以上のとおり、計画性、弾力性、積極性の3つの観点から見てきたが、本町の財政運営については実質収支比率6.6%、経常収支比率87.2%、財政力指数0.23、実質公債費比率6.2%と厳しい中、執行者が真剣に取り組み、努力されてきたことを伺い知ることができます。

しかし、この中で経常収支比率が87.2%は、決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされています。本年度は、前年度と比較しても0.8ポイント上昇しておりますので、今後一層の努力を望むものであります。

次に、17ページをお開きください。

起債の状況に入ります。表の末尾を朗読させていただきます。平成29年度末の起債元金の残高は45億8,566万4,000円であります。また、平成29年度の償還額4億9,448万4,000円のうち、充当された一般財源の額は4億6,241万3,000円で、約93.5%の充当率であります。なお、平成29年度末の起債残高は45億8,566万4,000円、内訳は政府資金40億4,801万3,000円、その他5億3,765万1,000円で、政府資金の割合は88.3%となっております。

次に、特別会計に移らせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計です。歳入は第14表のとおり、総額は12億4,900万7,000円、対前年度比としては3.3%の減であります。なお、歳出については、第15表のとおりでございまして、歳出総額は12億4,234万5,000円、対前年度比は1.8%の増であります。

また、保険事業としては、現在、住民検診以外に医療機関に委託した個別検診の導入や、結果に基づき2次精密検査を導入するなど、保健指導対策を図られているが、より一層健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努められるよう要望します。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の発生予防、重症化予防が図られ、住民の健康意識が高まり、引いては医療費の削減へとつながるものと思われます。現在実施されている若年層からの健康づくり対策、併せて検診、保健指導

の早期介入、疾病の重症化予防のさらなる充実を図り、医療費の節減に努められるよう要望するものであります。

次に、21ページの後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。その決算状況は第18表、第19表のとおりでございます。以下、ご覧いただきたいと思っております。

次は、22ページの介護保険特別会計です。1人当たりの介護給付費は第22表のとおりであり、平成28年度と比較すると、認定者数、介護給付費並びに1人当たりの介護給付費は上回っております。今後、1人当たりの介護給付費の抑制にさらに努力されるようお願いしたいと思っております。

次に、24ページの簡易水道事業特別会計ですが、歳入総額は1億7,655万円で、対前年度比2.4%の増であり、第23表のとおりであります。歳出総額は1億5,905万円で、対前年度比7.6%の増であり、第24表のとおりであります。水道使用料の未納額が653万円、対前年度比9.3%の増であります。善良な加入者の使用料負担に対する公平性等を考慮するとともに、未納対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを強く望むところであります。

次に、農業用水供給事業特別会計に移らせていただきます。

本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運用されており、国の金融政策、農業用水供給施設の維持等、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要があると思っております。

次に、鉄道経営対策事業基金特別会計でございます。

本会計も基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要であると思っております。

また、南阿蘇鉄道は災害後、現在、中松駅までの運行が開始されておりますが、沿線住民の高齢化が進む中、高齢者は公共交通に頼るしか方法がありません。町長さんをはじめ、議員のみなさん、強い政治力を発揮され、1日も早い復旧・復興を期待するものであります。

次は、資金運用状況について申し上げます。

平成29年度の各会計の資金運用状況は第29表のとおりでございます。以下、ご覧いただきたいと思っております。

29ページをお開きください。

資金運用については、すべて良好に行われております。

次に、30ページの基金の状況について申し上げます。地方自治法第241条第1項前段です。これは特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられていますが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認しました。また、各基金の決算年度末現在高は第30表のとおりであります。

次は、財産の管理状況に関する意見について申し上げます。

有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好であります。今後においても、公金預金の管理運用は、自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営に努めてください。

次に、備品の管理は、昨年から電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状であります。従って、そのフォーマットを利活用することにより、備品登録、廃棄、配置換え等も容易になり、担当者の事務の軽減につながるものと思われます。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び管理については、慎重に対応されることを強く望みます。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品等については、検証し廃棄するなど整理されたい。

それから、車両管理でございます。一般公用車は25台、公用車の使用については、担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自身の車両と同じような意識を持つよう指導するとともに、公用車の徹底管理を行うこと。さらに、使用者は交通安全に十分注意していただきたいと思います。

次に、公共施設についてですが、平成28年8月に公共施設あり方検討協議会が設置され、公共施設の適正なあり方等に関する事項について協議されております。平成29年2月、温泉施設等の検討結果が答申され、その答申に基づき、町長の政治判断が公表されているところであります。さらに、公共施設あり方検討協議会において、引き続き指定管理者対象施設をはじめ、各地域に設置されている生涯学習センター等の検討が行われる予定であり、より良い成果を期待するものであります。

次に、基金運用状況について申し上げます。

本件については、地方自治法第241条第1項後段の部分でございます。定額の資金を運用するための基金が設けられております。本町においては、該当する基金は高額療養費支払資金貸付基金と、熊本県収入証紙等購入基金の2つがあります。法令並びに条例に基づいて、適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか。審査の結果、いずれも適正

な運用がなされていることを認めました。

続きまして、結びに移らせていただきます。

平成２９年度高森町一般会計及び特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり、計数に誤りなく、気になる点も見受けられるが、適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確である。また、各事業とも、ほぼ計画どおり執行され、成果を収められたことは執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の努力によるものである。

ここで、一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点について述べる。

ハード事業としては、その主たる事業は、道路維持、道路改良事業、公共土木施設災害復旧事業等である。

ソフト事業としては、情報通信基盤整備事業、天草・高森横軸連携事業、地方バス運行等特別対策事業、臨時給付金事業、子ども医療費助成事業、高森町介護予防地域支え合い事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農業次世代人材投資事業、有害鳥獣駆除助成金事業、ＩＣＴ活用実証事業、英語教育強化拠点事業、自主放送番組事業等、多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ、担当課において大変な苦労があったことと察する。

このような中、予算決算の状況を見ると、平成２９年度繰越明許は９件の５億３,５１７万２,０００円となっている。この繰越事業はほとんどが補助対象事業であり、これらを確保された実績を評価するものである。また、事故繰越は１件の２,６９７万９,０００円となっている。事業遂行は、単年度遂行が原則であり、国・県の補助金支給決定の遅れ等により、やむを得ないものと推察される。

また、経営状況を見ると、安易な予算流用、予備費充用が見受けられ、緊急災害復旧対策等、緊急の場合を除き、補正対応が原則であり、担当職員の一層の努力を望む。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ると、町税の本年度分収納額は前年と比べ上回っている。その主な要因は、町民税である。過年度分については、不納欠損処分が実施されており、一般会計２６件、９８万６,４７５円、国民健康保険特別会計１件、１７万２,４２３円となっている。これは合法的な手続きにより行われ、やむを得ないと思うが、税負担の公平性及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう、そのためにはただ催告するのみでなく、債務の一部を履行するとか、収入の猶予を求めるなど、自己債務を認めるような行為、つまり承認というが、これを行うなど、慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権

の確保に万全を期されたい。

固定資産税については、滞納額が5,956万1,744円となっております。そのうち、大口滞納が5,121万8,992円であり、大口滞納者については納付の姿勢がまったく見られないということであり、さらに資産は他の業者へ譲渡されており、ますます徴収に混迷を深めることになりかねないので、担当職員においては、迅速かつ的確な対応を望む。

国民健康保険特別会計の審査にあたり、国保税の滞納額が6,162万8,873円と大変高額であり、その事務処理の担当職員は努力されているが、平成30年度からは機構改革により、国保税の賦課徴収を税務課に分離されるとのことで、収納事務がスムーズに推進されることを期待するものであります。

決算の基本は、日々の会計処理が大事であることは言うまでもありませんが、例月出納検査時に各職員の財務処理に差異が見受けられた。このことを改善するためには、財務会計の研修等が必要であると思われる。財政担当課においては、十分検討されることを望みます。

終わりに、今後さらに住民の要望にスピード感をもって対応し、財政運営の改善に一層努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成29年度決算審査意見書といたします。

長時間、御静聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 古庄監査委員、大変ありがとうございました。

質疑に入ります前に、ここで休憩を取りたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい。それでは、11時20分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの監査意見書の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

古庄代表監査委員さんにおかれましては、途中からの代表監査委員ということで、大変お世話になりました。さすがに、職員としての実績、議会事務局長、また議会事務局の職員を長くやられてきた経験からというふうな意見でございました。

監査委員さんのほうには質問ございませんが、税務課のほうに質問をちょっとさせていたきたいと思います。

歳入のほうで、さまざまな町税において不納欠損も出てくるんですが、徴収未済もあるようでございます。その改善策として、何らかの策を今後考えておられるのか、決算審査を受けた時点でどういうふうな懸案事項があって、どういうふうにしたら徴収がうまくいくと、そういうふうなことも課内で話し合いがなされたのか。例えば、自動車税において、軽自動車税においても、徴収率は向上しておりますけれども、県の自動車税においてはコンビニエンスストアで払い込みができるようになっております。例えば、勤め人の方たちなどにおいては、時間外であっても仕事帰りにコンビニで払い込みができると、そういうふうにより便利になってきておるわけですが、軽自動車税においても例外ではなく、勤め人の方たちも軽自動車を持っておられますから、町税の対象でありますので、そういう方たちが納めやすいようなことも検討していく必要があると思うんですけれども、この監査意見書を見られた中において、満足されておられたのかどうか、より一層100%に近づけるために、こういうこともやってみようかなというような検討がなされておるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 10番議員の質問にお答えいたします。

決算審査の報告を受けて、どのようにということでございますけれども、税務課に関しましては、御承知のとおり、今年から収納強化の体制の強化ということで、4月から収納係を発足しております。その中で、今現在、いろいろ作業を進めておりまして、徴収率アップのために今準備を進めているところでございますが、今後まだシステムあたりの導入も、稼動に向けて準備をしているところであります。

それと、軽自動車税に関連しまして、コンビニの収納ということで、現在、町では御承知のとおり金融機関での窓口用の収納と、口座引き落としによる収納を主に行っているところでございます。確かに、議員がおっしゃいましたように、コンビニ収納は今日の時代、状況を見ますと、とても有効的な手段で、収納対策の一つと考えております。以前、県のほうでコンビニの収納をやっているかという調査がございましたときには、だいたい県内で7市2町、9町村ぐらいが現在取り組んで

いるということでした。前回、税務課長会議のときにも、今後どう見込みがあるかという統計が出ておりましたけれども、そのとき次年度以降、5市町村が検討しているということで、会議資料の中には載っていたのを記憶しております。

メリットとしましては、今、議員がおっしゃいましたように、コンビニによる公金収納は全国にコンビニがたくさんあるわけですが、収納代行業社と契約することができまして、店舗での税、幅を拡げれば料の納付が可能となってくるわけですし、役場や金融機関が開いていない時間でも、御案内のように、夜間でも休日でも納付ができて、町民の方はもちろんのこと、高森町からは町外、大津方面や阿蘇市方面にも通勤される方もたくさんおられます。そんな方々が時間までに役場に来て納付時間が間に合わないとか、そういった納付機会を大幅に増やすことで、住民サービスに合わせまして収納率の向上をするのには大変期待ができるというふうに考えております。

そういうことで、ただメリットだけでなく、課題も若干申し上げさせていただきますと、その導入にあたりましては、御存じのように、経費がかなりかかってくるのが現実でございます。システムの改修とか、納付書の変更があったりとか、それと高森町だけで見ますと、町内下のほうといいますか、街部のほうに2店舗あるだけで、そういった山東部の方のメリットは若干減ってくるかなとか、いろんな課題もありますので、こうした利点や課題を十分考えまして、経費面だけの検討だけでなくして、抑制しながら今後のほかの自治体の動向も見ながら、収納対策の効率化へ取り組みを実施したいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

決算審査意見書を見て、それぞれ担当する課長さんたちが、それぞれ思いを馳せたことだというふうに思っております。確かに議員もそれぞれこの決算審査意見書を見て、今後の予算の使い道、また執行の仕方等について勉強をしていかなければならないことだと思っております。

その中で、やはり一番の心臓部である税収の徴収率のアップ、そしてその徴収率のアップを目指していくためには、やはり町民の皆さま方に無理をお願いするのではなくして、やはり軽く徴収ができるような方法というものを模索をしていかなければならないと思います。税務課長のほうからも以前からいろいろと検討されておる旨の報告を受けました。今は、若い者たちがそれぞれ軽自動車を所有しておりま

す。そういう若い者たちというのは、なかなか役場には出向きません。金融機関にも出向きたがらない。やっぱりコンビニは、ジュースを買いに行ったり、おにぎりを買いに行ったりすることはあってもというふうに聞きました。そういうことから、やはり軽自動車税等についても、町民税等についても、できれば今後、払う側が支払いやすいような環境づくりについて、徴収担当のほうで十分な検討を町長を含めてしていただきたいなと思います。

あと、その予算の流用が意見書の中でお話がありました。予算の流用は恐らく款ではないと思うんですが、項・目・節それぞれございます。担当課においては、やはりどうしても仕方がない理由で、節間の流用等はあることだと思っておりますけれども、財政を担当する係長にお尋ねをいたしますけれども、その点について、予算の流用について、担当課のほうから御相談があつてされておることだと思っておりますが、私は必要であるならば、やや仕方がないこともあるのではないかなと思っておりますけれども、その点についてどのように捉えておられるかお聞きをしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課財政係長 代宮司猛君。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） 10番議員の御質問にお答えします。初めての答弁なので、お手柔らかによろしくお願いします。

予算の流用についてなんですけれども、その状況に応じて、そのときに財政系のほうに相談を受けて対応するような形にしております。なるべく緊急的な場合を除いては、なるべく補正予算のほうで間に合うのであれば、そちらで対応するようということで、こちらから担当課のほうにはお願いしている状況になります。

また、予備費の充用等に関しては、当然、災害とかの場合は緊急を要しますので、そういった場合はやむを得ないと判断してやっている状況になります。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、税務課の収納体制でございます。議員からアドバイスいただきまして、前向きで導入を考えてよろしいというふうに受け取りました。私、一番得意なジャンルで、どちらかと申しますと、数年前から収納、税ですね。住民票のコンビニ発行等々、模索させていただきましたが、金額が相当に高くかかります。ですので、担当の特に課長以下の若い職員は、当然、議員がおっしゃるように、議員が例で言われたように、若い世代の人はあれば利便性がいいというのはよく分かっておりま

す。財政との打ち合わせをいたしながら、またできれば本当にそこが収納率というところだけで考えるならば、確かに上がっていく可能性もあるかとは思いますが、歳出というところで考えますと、システムのこの構築、導入、そしてランニング、過去、私が1、2回やろうと思って積算したときには、かなりの金額だったですので、また今後、今日の議員からアドバイスいただきましたので、しっかり積み上げて御報告させていただければというふうに思っております。

予算の流用に関しましては、基本的には議員がおっしゃるとおりでございます。ただ、ほかの例えば国会、県議会、市町村議会でもないと思いますが、例があるかどうか私は知りません。予算ですので、あくまでも予定というふうに、私は捉えております。これだけ年間、例えば昨日も突然雨があれだけ降ると、集中的に短時間で降るというところで、1年間で災害が本当に全国至るところで起きております。この災害に対する、もし何かあったときの予備費というよりも、予備費という名目ではなくて、何かあったときの災害対策費みたいな形で、将来やはり国会や県議会、市町村議会ですういうところをやっぱり確定はしてないけど、あったならここから使うぞというようなところの予算の組み方、これは今行われておりませんが、私はやはりそこは非常に必要ではないかというふうに思っております。でなければ、なかなかやはり予備費を流用するということになりますと、公務員さんは、組織の皆さんはやはり本当に慎重にならざるを得ないというところも逆にございますので、その節に関しましては議員の皆さまからアドバイスをいただければ、高森町は高森町の対策というのが、災害に対する対策というのも討っていけるのではないかなというふうに、私個人としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成29年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第5 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでありますが、本町の平成29年度の決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しております。その数値は、早期健全化基準25.0%に対して6.2%であり、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っているところであります。

また、簡易水道特別会計においても、資金不足比率は該当しておりません。

監査委員の意見としましても、特に指摘すべき事項はないということでありました。

以上、報告いたします。

○議長（田上更生君） ただいま報告がありましたけれども、本件については報告事項ではございますけれども、質疑があれば許可をしたいと思います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第6 議案第44号 尾下辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第44号、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第44号で提案いたしました、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の整備計画は、今年3月第1回町議会定例会において承認を受けました町道

の整備の変更に係るもので、予定事業費の変更が発生することから、辺地債借入等に変更が生じたためのものです。

この整備計画は、事業実施に伴い必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき御提案申し上げるところであります。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需用額に算入されることから、町財政にとりましても有利なものとなります。

また、今回提案の条件となります熊本県との整備計画の変更協議につきましては、平成30年8月14日付けで終了しております。

以上、今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

この議案については、本日採決をお願いをいたしたいと思います。先ほど議運のほうからもそういうふうな報告がありましたので、そのようにお願いをしたいと思うんですけども、この辺地につきまして、あと、この計画では6年でこの道路を終了するようになっておるようであります。いろいろと変更変更がありますと、長くなってしまうんですけども、この件について本当に6年ぐらいの計画でできるものなのかということを再度確認をしたいと思いますし、あと、尾下地区と同じように、本河原地区、今までやってきました。道路の改修をやってまいりましたが、本河原地区の町道改修についても同じ辺地に係る道路改修でございます。そのへんについて、この辺地に係る道路改修ということで、尾下地区の将来の予定等についてもお聞きをしておきたいと思いますが、その点については、当時、恐らく建設課長でもありました総務課長のほうが一番御存じだと思いますので、辺地も兼ねて一緒に答弁をよろしくお願いいたします。総務課長で大丈夫だと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

町道片山下山線の整備事業につきましてですが、この路線につきましては、平成28年度から本工事に着工いたしまして、施工延長が平成28年度で280メートル、平成29年度が260メートルであります。事業費につきましては、平成28

年度が約4,279万円、平成29年度が約4,656万円であります。残りの施工延長が約1,420メートル、この表にありますが、1,420メートルとなりまして、今後、本年度以降、6年にわたって毎年240メートル、この計画でいけば240メートルずつ施工していく予定であります。年次計画につきましては、この年次計画表のとおりであります。

現在、国や熊本・大分両県において、中九州横断道路の実現が加速化しております。着工している滝室坂トンネルから道の駅波野付近までの事業に加えまして、道の駅波野から竹田市役所までの区間の事業化が現在検討されているところであります。実現すれば、熊本から大分までの重要な交通アクセスとなることが予想されております。

このような背景でありますから、今後、この路線、片山下山線と大分県竹田市、それを結ぶ道路が実現すれば、県道135号や国道57号線の代替道路、補完道路として機能を果たすことができるので、そういうところでは大きな期待を寄せているところであり、このような計画に従って今後も進めていきたいと思っているところであります。

大戸ノロ本河原線につきましては、今後の整備事業計画に則っていきますところですから、政策的なこともありますので、町長のほうにお答えいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答え申し上げます。

辺地債に関わる御質問ということで、大戸ノロ本河原線、これは前任の藤本町長時代に始まった事業でございます。平成22年から平成26年で区間は完了いたしております。ここで議員さん御承知だと思いますが、実は道整備交付金という補助金を使われておりました。これは平成26年でなくなりました。そして、新たなところをもしこれから展開するとするならば、国の防災安全交付金にこれから先のルートを乗せなければいけません。しかし、非常に困難だと思います。乗せられるとするならば、パッケージ101番、国土交通省地域拠点施設アクセス等の道路整備事業に乗せる以外は方法がないと思っております。このパッケージ101というのは、非常に交付金の割合も低うございまして、年度の予算、社交金の全体の予算の中で本当に少しだけでございます。それ以外は、この大戸ノロ本河原線のこれから先するとするならば、ほかの乗せようがないのではないかと考えております。仮に、以前のように、町の単独事業としてやるとするならば、残りの区間をやるには

建設課の簡単な積み上げでございますが、約5億円かかる事業を単費で行わなければいけないというところでございます。パッケージ101のこの国の交付金事業に乘せるためには、議員も私と一緒に行っていただきましたが、だいたい8月に財務省のシーリングがあります、国は。そして、その時点では頭出しを国に、県にはございません、国にしていかなければいけない。そして、県から来年度道路事業に関する国の交付金事業、それを申請しますかという問い合わせが来るのがだいたい11月ぐらいですね。そして、11月に県に出す段階では、本来はもう国土交通省の本省道路局と財務関係と、ある程度そこに弾を入れとかなないと、採択には乗ってきません。現状、大戸口本河原線がどうかと申し上げますと、来年度に関しましては申請をしているところではございません。本気でやるとするならば、この交付金事業に乘らない場合には、単独事業で約5億円をやるという腹を決めて、しっかりやっていくべきではないかと。ただし、その前段には、ほかの道路事業もそうですが、やはり地元の同意と、同意だけではなくて、やっぱりそこに用地の確約をしっかりとやってもらわなければ、後になって何かこれが少しもできないとかなりますと、本当に大変になりますので、ぜひ議員さん皆さんの御協力をいただいて、本当の地元の同意、本気の用地提供というところの承認をいただいた上で、できる限り国の交付金事業に乘せるように頑張らなければいけません、乗らない場合は単独でも辞さないというところをしっかりとそこは決めて、そしてやっていくべきではないかというふうに思っております。片山下山線がじゃあなぜかと申し上げますと、片山下山線は国の防災安全交付金、パッケージ75のこの防災安全交付金に認定をいただいておりますので、補助率も国の交付金補助金も一番高い割合でございます。ですので、補助金だけの話ではございません。ですので、やはり地元の方が全員が地権者の方もなっとくされているとすれば、本当に単独事業でも少しずつでもやっていく。ただし、総額はやはり約5億円というところでございますので、そこはしっかりと議員さんとお話を地元の方としながら、計画をしていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） なるべく町長の答弁をもらいますと、それで終わってしまいますから、遠慮しとったわけでございますけれども、地域の人たち、やはりこの辺地といわれるところの人たちは、やはり辺地といわれるだけのことがあって、非常にやっぱり交通の利便性が弱いところであります。ですから、今回みたいに片山下

山線についても、それを改善するために事業に乗せてされておられるということ。
大戸ノロ本河原線においても、当時、事業があったようではありますが、しかしながらやっぱりなくなったからといって、そう簡単にあの道路を止めるというわけじゃないんですが、そのままで見ておくわけには私はいかない状態になってきとるんじゃないかなと思います。やっぱり防災関係で竹田市あたりとの協定、いろいろあると思います。いろんな面において、あの地震の際にも竹田あたりに行かれた方たちも、高森町から行かれた方たちもいらっしゃるんですね。買い物やら、いろいろな面において。その面については、やっぱりつながっている道路については、やっぱりできれば年数がかかってもやっていく必要があると思います。その意味では、やっぱりこういうふうな辺地債、上手に使って、やれるところは少しずつでもいいからやっていただきたいなと思います。地元の同意と承諾がないと、確かにできないことですので、その件については、やはり議員自らお願いをしたり、担当課と協議をしたり、地区の皆さんたちと話をしたりしながら、解決をできるように。でないと、現在、あそこは昔は10トン車とってたんですが、今10トン車じゃないのが通りよるんですね。大きいのが通つとるようであります。非常に窮屈な道路になっておるようでありますので、その点を町長さんのほうにも御理解いただいて、今後の課題として持っておいていただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第45号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第45号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第45号で提案いたしました、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

現在の広域連合議会は、構成市町村の市長、町村長、市議会議員、町村議員から、それぞれ8名の議員を選出し、32名で構成されています。

しかしながら、広域連合を構成しているのは45市町村であり、すべての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるように、各市町村から1名の選出とし、45名へ改正するものであります。

併せて、議員選出の方法も、各市町村議会から広域連合議会議員を選出する方法に規約を改正するものでございます。

なお、今回の変更は、構成45市町村の同文議決であることを申し添えます。

以上、今回の改正につきまして、その概要を説明いたしましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 8 議案第 46 号 平成 30 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 8、議案第 46 号、平成 30 年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第 46 号で御提案いたしました、平成 30 年度高森町一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,816 万 8,000 円を追加いたしまして、予算の総額を 49 億 7,006 万円とするものでございます。

予算書の 5 ページをお開きください。

地方債の補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、7 月に発行限度額が決定したことに伴い、今回、減額補正をしております。

また、道路整備事業費に係る過疎債及び辺地債、消防車両の購入に係る過疎債を、それぞれ追加計上しております。

8 ページをお開きください。

歳入の主なものについて、御説明いたします。

第 10 款地方交付税につきましては、7 月 24 日交付決定を受け、1,727 万 6,000 円を減額計上いたしております。

減額の理由といたしましては、国で算出される普通交付税の総額と、実際に地方公共団体において算出される財源不足額を合わせるために、財政力指数等によって調整がなされることが主な理由であり、本町高森町も 240 万円の減額調整をされております。

また、昨年度実施された交付税検査における錯誤措置分の約 1,500 万円も合わせて今回の減額補正となっております。

続きまして、第 14 款国庫支出金につきましては、各事業合計 2,318 万 4,000 円を増額計上いたしました。これは、主な要因といたしまして、第 7 目土木社会資本整備総合交付金が 2,576 万 8,000 円の増となっております。

こちらにつきましては、後ほど歳出の際に概要書を使って御説明をいたしますが、前原西原線の交付決定額が大幅な増額採択となったことにより、今回計上させていただいたものであります。

9ページをお開きください。

第15款県支出金につきましては、各事業合計2,662万6,000円を増額計上いたしました。

主な要因といたしまして、急傾斜地域等の作物の生産条件が不利な地域において、農業振興を図るモデル地区に対して支援を行う中山間農業モデル地区支援事業交付金が730万円、例年この時期に交付決定を受けて補正予算を計上させていただいております、鳥獣被害防止総合対策事業が901万9,000円の追加計上となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

第18款繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金を4,103万円減額計上させていただいております。

第19款繰越金につきましては、平成29年度決算余剰金の確定に伴い、8,161万2,000円を計上いたしました。

第21款町債につきましては、先ほど地方債の補正で御説明させていただきましたとおり、道路整備事業等につきましては、合計で8,370万7,000円を計上しております。追加補正の詳細につきましては、後ほど概要書で御説明を申し上げます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

11ページを開きください。

第2款第1項第16目交通安全対策費につきましては、当初予算で議会にも認めていただきました、ふるさと納税活用事業として計上させていただいてきました、明るい街路灯補助金についてでございます。この補助事業につきましては、現在、町民の皆様大変好評をいただいております、要望数が各地域から上がってきているトータルが、7月の時点で352基となりました、街路灯の。早くも予算を大幅に上回る見込みとなっております。この事業に関しましては、本年度、平成30年度の時限的、今年1年の補助率嵩上げの事業でありますので、改めて事業の周知を行い、10月に年度内の最終要望調査を実施する予定でございます。早い地域では、もうすでに取り掛かれておりますし、今後も要望が増えるのではないかなというふうに考えておるところでございます。今回、その分も見込み、700万円を追加計上させていただきました。

13ページをお開きください。

第5款第1項第2目農業振興費につきましては、先ほど歳入の際に御説明申し上げ

げましたように、急傾斜等の条件不利地域において、農業振興を図るモデル地区に対して支援を行う中山間農業モデル地区支援事業交付金 780 万円を含む合計 862 万 3,000 円を追加計上しております。

最後に、予算書とは別にプリントしております補正予算概要書に沿って、主な事業について御説明申し上げますので、御準備をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

役場のこれは庁舎内の喫煙室の設置工事について、御説明を申し上げます。

現在、高森総合センターの階段のところに、1 階のところに喫煙場所を設けておりますが、子どもの健診等のとき、若しくはそのほかイベントのときを考慮しても、この喫煙場所としては変えるべきではないかという意見もございましたので、しっかり話し合いをいたしましたところ、この度、役場庁舎と総合センターの渡り廊下の外に、新たに設置するものでございます。

事業費は 140 万円を見込んでおり、年内に設置完了予定としております。

続きまして、2 ページをお開きください。

地方税共通納税制度対応システム改修について、御説明を申し上げます。

平成 31 年 10 月から運用が開始される地方税共通納税制度に対応するためのシステム改修にかかる経費を 54 万円計上させていただきました。このシステムを導入することによって、1 つの操作で複数団体への納税が可能となります。納税者の方々にとっても町にとっても、メリットがあるシステムになっております。

また、お金、財源につきましては、これは補助事業はありません。普通交付税算定に用いられる基準財政需要額に算入される見込みとなっております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

町道の整備事業というところでございます。西原前原線防災道路整備事業について、御説明申し上げます。

今年度、当初予算で計上させていただきました西原前原線につきましては、今回、補助金の交付決定により、大幅な増額の採択を国のほうからいただきました。今回、補正計上させていただきました。補正部分につきましては、下のこの表の赤い字で記載しておりますが、補助金額が増額になったことに伴い、起債額、一般財源額も増額となり、事業費総額が 3 億 2,520 万円となります。

続きまして、4 ページをお開きください。

起業体験推進事業補助金について、御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、高森東学園義務教育学校において、児童生徒が主体的に

判断できる能力や、社会的・職業的自立を促すキャリア教育として、起業体験や学習会等を実施するための経費として２８万円を計上させていただきました。全額、これは熊本県の補助となっておりますが、１校に限り１回のみの採択となっております。今回の事業を通じて、起業家精神、チャレンジ精神を有する人材の育成を目的として実施する予定としております。

以上が、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。１０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） １０番 佐伯でございます。

町長には、大変喉が調子が悪い中で、お疲れさまでございます。

一般会計補正予算について、何点かお尋ねをしたいと思います。先ほども申し上げておりましたけれども、役場庁舎内の喫煙室の設置工事、先ほど町長のほうからも御説明がございましたが、どのような構造で造られるのか、内容をお聞かせをいただきたいと思います。それにつきましては、いろんな施設に行ったときに、私たちは喫煙者でございますけれども、やっぱり室外、要するに建物の外に喫煙箇所が設けてあるところがあるんですが、中にはやっぱり暑い中に、要するにそのまま暑いままでたばこを吸わなければならないという苦痛の場合もございます。吸われない方たちからすれば、それはそれで仕方ないと言われるんですけども、吸う側から見れば、なるべく空調関係は整備されとったほうがいいんじゃないかなという気持ちもありましたものですから、その庁舎内の喫煙室設置工事についての中身の詳細をお聞かせをいただきたいと思います。

あと、これは農林水産事業費の中でお聞かせをいただきたいんですが、阿蘇南郷檜ブランド、TAKA r a MOR Iでもやっておられるようでございます。それぞれの中でブランド化推進協議会も頑張っておられるようでございますけれども、話に聞きますと、この推進協議会の中には工務店さんが入っていらっしやらないということですね。以前、私はこの南郷檜のブランド化について申し上げたんですが、やはりブローチとかオイルなんていうのは、これは副産物であって、メインはやはり住宅の材料として使うものであるというふうに考えておりますけれども、この推進協議会の中でそのようなお話し合いがなされておるのかどうか、新たなメンバー、会員をそういうふうな形で考えておられるというような会合がなされておる

か、会合の中でお話し合いがあつたかということをお聞かせをいただきたいと思っています。

それと、有害鳥獣の駆除助成金なんですけれども、なかなか今の時期になると、特にイノシシ、シカの害について、かなり農家の皆さんたちから苦情を聞きます。現在までにおいて、有害鳥獣駆除、どのような成果が上がっておるのか、よろしければその内容についてお聞かせをいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） １０番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

役場庁舎内の喫煙室の増設ということで、設置ということで上げております。先ほどから申しておりますように、総合センターで子どもの健診やイベント等で、喫煙場所としてふさわしくないというところもありますし、町民の方々から意見がございましたので、今度、移設というか、設置をすることにしております。

それに加えて、７月に健康増進法が改正されて、望まない受動喫煙の防止ということで、要は喫煙をしない人にも煙が影響するということの防止ということの一つの大きな項目として、健康増進法が７月に改正されておりますところもありまして、今回お諮りするところであります。

構造といたしましては、総合センターと庁舎の間の、今、庭木があります、あのスペースに外付けということで設置をしたいと思います。空調につきましては、窓を開けるとか閉めるとか、そこまでは考えておりましたが、ちょっとエアコンまでは至りませんでした。今後、たばこを私が吸わないからかも知れませんが、吸う方の環境も大事と思うところもありますので、状況を見ながら、エアコンを設置しなければならぬという事態になりましたときは、予算の議決においてよろしく願いたいと思います。

以上、終わります。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） １０番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、ブランド化協議会に工務店を入れたらどうかというような御質問ですけれども、私は事務局長を、このブランド化協議会の事務局長をしております。そういった中で、工務店も一つの協議会に入れるのも一つの案だと思います。今後、協議会に諮りまして、入れるかどうかというのを今後諮っていきたいと思います。個人的には、県の建築業組合あたりにも、この南郷檜の良さをアピールしたいというふう

には今後考えております。

それともう一つ、鳥獣害の実績ということで、平成29年度の実績を申し上げますと思います。イノシシが成獣が495頭、それから幼獣、ウリボウといいますか、それが10頭です。それから、シカが810頭、それからサルが5頭というような29年度の実績となっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

ありがとうございました。

喫煙は、今はもう全国的に分煙ブームでありますし、東京都においては完璧に東京オリンピックに向かって、東京都内ではなかなか喫煙ができないような環境になってきておりますので、私、たばこを吸う者からすれば、少し遠慮をしていろいろな要求はしていかなければならないかなと思っておりますが、しかしながら、やはり喫煙を自己責任でやっていく中において、環境等についても若干のやっぱり考慮をしていただきたいなど。窓を開けてたばこを吸えば、窓から外に空気が漏れますので、そうすると外の方たちにも、もしかしたら近所の方たちに不快な思いをさせる可能性もあります。そう言われると、吸わなければいいじゃないかという答えが返ってくると思うんですけども、何分そういうふうに吸うような習慣づけになるとるものですから、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと、南郷檜のブランド化なんですけれども、私は日頃からいつも言っておるんですが、小国のほうの森林組合あたりにも聞いてみると、やっぱり南郷檜というものは見事なものであると。香り、それとその素性、材質ともに素晴らしいものがあって、一般のヒノキと比べたときに、やっぱりその価値観というものは違う。その価値観が違うというのが、どこに出てくるかというのは、価格帯を見ればすぐ分かると言われております。やっぱり一般のヒノキと比べたときに、倍近くするという話を聞きました。ですから、やっぱりああすごいなと、やっぱりこれを家の中に1本でも柱を使えればいいなと、前回もそういうお話をしたんですが、床柱なり、いろんな大黒柱なり、そういう形で使っていければいいなと思うんです。そうしていくと、やっぱりその工務店さんたちにも南郷檜のブランドですから、南郷檜のブランドとなれば、やっぱりお土産品のブランドじゃないんですよね。やっぱり南郷檜というのは住宅材でございますから、できれば、今後において、より多くの工務店さんたちに、このブランド化の協議会に入っていて、今回モデル住宅を造

るときに、南郷檜で玄関を造りましたよとか、南郷檜で床の間を造りましたよとか、そういうことでやっぱり広く住宅の中で供用をしていただきたい。そうすることによって出てきた今度は関心が、そういうふうな副産物にも、私は波及していくというふうに思っております。ですから、今後においてブランド化の推進協議会内での会議内では、会員を大幅に増やす工夫をお願いをしたいと思います。

あと、有害鳥獣駆除助成金なんですが、今言われた29年度の実績なんですけれども、やっぱりイノシシもシカもまだまだおりますし、山東部においてはやっぱり野生の動物が一番美味しい時期を知っとります。今が食べ頃というのを知っとるんですね。実りの秋です。今の時期、一番活動していきます。やっぱり農家の皆さんたちはがっかりするんですね。収穫の時期に、先に野生鳥獣にいかれてしまうと、やっぱりショックも倍増いたします。ですから、やっぱりそのあたりについて、駆除が狩猟による駆除ばかりではなくして、防除のほうも今後は施設園芸だけとか、ああいふんじゃなくして、露地野菜の方たちに対しても、森林組合は山のほうにネットを張るような助成金もございますので、実際、野菜もあるんですけれども、より一層拡充できるような工夫を、今後お願いをしていきたいと思っておりますので、その点については、各委員会において十分な御論議をよろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第47号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第47号、平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第４７号で提案いたしました、平成３０年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ６６６万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億４,９２８万７,０００円とするものでございます。

６ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

１１款１項１目繰越金につきましては、６６６万円を増額しております。これは、平成２９年度国民健康保険特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、７ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

９款１項７目療養給付費等交付金償還金につきましては、平成２９年度退職者医療交付金の返還に伴うものでございます。

１０款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第１０ 議案第４８号 平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第１０、議案第４８号、平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第４８号で提案しました、平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ２８１万４、０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９、８５３万２、０００円とするものでございます。

６ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

４款１項１目繰越金を２８１万４、０００円増額しております。これは、平成２９年度後期高齢者医療特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、７ページをご覧ください。

歳出予算について、御説明申し上げます。

３款１項２目保険事業費、１４節使用料及び賃借料を６万円補正しております。これはコピー機の使用料でございます。

５款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第１１ 議案第４９号 平成３０年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第１１、議案第４９号、平成３０年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第４９号で御提案いたしました、平成３０年度高森町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ３，７２８万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６，９６９万８，０００円とするものでございます。

６ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

７款１項１目繰越金につきましては、３，７３９万８，０００円増額しております。これは、平成２９年度介護保険特別会計の繰越金額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、８ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

７款１項２目償還金につきましては、平成２９年度介護給付費等負担金の国・県及び支払基金への精算分を１，３１７万９，０００円増額しております。

同じく、７款３項１目他会計繰越金につきましては、平成２９年度介護給付費等の町へ精算分を３７４万１，０００円増額しております。

８款１項１目予備費につきましては、収支の調整を行っており、９款１項１目財政安定化基金償還金につきましては、７款１項２目償還金で予算化していたものを９款に変更したことに伴うものであります。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議案第 50 号 平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 12、議案第 50 号、平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課審議員 野尻光也君。

○建設課審議員（野尻光也君） 議案第 50 号で提案いたしました、平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を御説明させていただきます。

今回の補正は、平成 29 年度からの繰越金の補正でありまして、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ 349 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,033 万 1,000 円とするものでございます。

予算書の 6 ページをお開きください。

繰越金を 349 万 9,000 円計上しております。

7 ページをお開きください。

予備費でございます。繰越金の同額の 349 万 9,000 円を計上しております。

以上、今回提出いたしました議案の概要であります。

慎重に御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 13 議案第 51 号 平成 30 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 13、議案第 51 号、平成 30 年度高森町農業用水供給

事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課審議員 野尻光也君。

○建設課審議員（野尻光也君） 議案第51号で提案いたしました、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成29年度からの繰越金の補正でありまして、歳入歳出の予算総額にそれぞれ125万6,000円を追加し、総額1,837万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

繰越金125万6,000円を計上しております。

続いて、歳出の7ページをお開きください。

予備費として、繰越金と同額の125万6,000円を計上しております。

以上、今回提出いたしました議案の概要であります。

慎重に御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第52号 平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第52号、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第52号で御提案いたしました、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条で、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,433万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,256万2,000円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入予算について、御説明申し上げます。

第2款繰入金につきまして、自治体基金から繰り入れを2,433万5,000円計上しております。

続きまして、7 ページ、歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

第1款事業費につきまして、経営損失分の補填金として2,433万5,000円を計上しております。これは6月に開催されました南阿蘇鉄道株主総会及び取締役会において決議された決算に基づいて、経営損出額が確定したことによるものです。

以上、今回提案しております補正予算につきまして説明いたしましたが、御審議いただきまして、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

鉄道経営、南鉄なんですけれども、経営損失の確定ということでございますが、今いろいろとイベントがあっておりますし、話に聞けば、トロッコ列車は大盛況だというふうに聞いております、現在までですね。できれば、このシーズンに入りましてからの現在までの南阿蘇鉄道の運行人数状況等が分かれば、報告をしていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 10番議員、佐伯議員からの御質問にお答えいたします。

今年度の経営状況等の人数、金額等につきましては、現在持ち合わせておりませんので、今後の委員会、若しくは全員協議会の中で報告させていただきたいと思えます。29年度につきましては御説明できますけれども、今年度につきましては持ち合わせがございませんでしたので、その機会を利用させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第15 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第15、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月22日から9月26日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月22日から9月26日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後1時44分